

## オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都をあげて観光の振興を図るため、寺院・神社や宿泊施設、土産物店や交通事業者等、観光に関連する多岐に渡る団体で構成され、京都の観光振興を担っている公益社団法人京都市観光協会に対して交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、公益社団法人京都市観光協会が実施する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 京都観光の振興に関する事業
- (2) 前各号の実施のために行う管理運営に関する事業
- (3) プロパー人件費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で前条に定める経費の額以内の額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、事業を開始する日までに、事業収支予算書を添えて行わなければならない。

(事前着手)

第5条 公益社団法人京都市観光協会は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由により、補助金交付決定前に事業に着手しようとする場合において、事前着手届（第2号様式）を市長に提出したときはこの限りではない。

(交付決定の通知)

第6条 条例第10条の規定により交付又は不交付を決定したときは、条例第12条に基づきオール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式の1）又はオール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式の2）により通知するものとする。

(標準処理期間)

第7条 市長は、条例第9条による申請が到達してから20日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(補助金の概算払)

第8条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金概算払請求書（第4

号様式)に執行計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(変更の承認の申請等)

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金変更承認申請書(第5号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助事業の目的に変更をもたらさないものであって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費の配分額を変更する場合で、各配分額のいずれか低い額の20%以内の流用増減となるもの

(2) 補助金額を減額する場合で、減額する額が変更前の補助金額の10%を超えないもの

(3) 補助事業の内容を変更する場合で、その変更がより効果的又は効率的な事業目的の達成に役立つと考えられるもの

(4) 補助事業の内容を変更する場合で、その変更が事業能率に影響がなく細部の変更であると考えられるもの

3 市長は、第1項の規定により補助事業等の変更申請を承認したときは、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金変更承認通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(中止又は廃止の承認の申請等)

第10条 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金中止・廃止承認申請書(第7号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助事業等の中止又は廃止の申請を承認したときは、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金中止・廃止承認通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業完了の届出)

第11条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金実績報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 正味財産増減計算書(内訳表を含む。)

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受け、条例第19条の規定により公益社団法人京都市観光協会に交付すべき補助金の額を確定したときは、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付額確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

2 市長は、公益社団法人京都市観光協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第13条 市長は、公益社団法人京都市観光協会に対して、間接補助事業者（補助金をその財源の全部又は一部とし、かつ、補助金の交付の目的に従って交付される間接補助金の交付の対象となる事業を行う者）に間接補助金を交付するときは、交付の条件として、第3号様式の1（第6条関係）第3項に準ずる内容を付させることとする。

2 市長は、公益社団法人京都市観光協会に対して、前項の規定により付した条件によって間接補助金に係る返還があったときは、速やかに報告させるとともに、間接補助事業者から返還を受けた額の補助金相当額の返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業の実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
添付書類	

第2号様式（第5条関係）

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金事前着手届

(宛先)京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金要綱第5条の規定により事前着手するため、届け出ます。	
事業名称	
事業開始予定年月日	年 月 日
事前着手理由	

※ 本様式は、交付決定前に事業着手する場合に御提出いただく必要があるものです。この届出により補助金の採択を確約するものではありません。

第3号様式の1（第6条関係）

京都市指令産観第 号

年 月 日

所在地

名称

京 都 市 長  
(担当 産業観光局 )

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付予定額 金 円
- 3 交付の条件
  - (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
  - (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。
  - (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。
  - (4) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
  - (5) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
  - (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。
  - (7) 補助事業等により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。ただし、承認の条件として、補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
  - (8) その他市長等が必要と認める条件  
(\* 減額して交付するときは、その理由の付記と訴訟等の教示を入れる。)

第3号様式の2（第6条関係）

京都市指令産観第 号

年 月 日

所在地

名称

京 都 市 長  
(担当 産業観光局 )

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 不交付理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取れた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取れた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第8条関係）

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金の概算払を請求します。

事業の名称			
交付決定日及び決定番号	年 月 日	京都市指令産観第	号
交付予定額	円		
受領済補助金額	円		
概算払請求額	円 登録口座利用希望 有・無 複数口座を登録している場合は以下を記入してください。 【振込口座】 金融機関名： 店舗名： 預金種目： 口座番号：		
概算払請求額の内訳	経費内容	金額	積算内訳

第 5 号様式（第 9 条関係）

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により補助金に係る変更承認を申請します。	
事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 京都市指令産観第 号
変更の内容	
変更の理由	
添付書類	

第6号様式(第9条関係)

京都市指令産観第 号

年 月 日

所在地

名称

京 都 市 長  
(担当 産業観光局 )

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金変更申請につきましては、下記のとおり承認しましたので、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更後交付予定額 金 円
- 3 交付の条件
  - (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
  - (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。
  - (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。
  - (4) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更(市長等が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
  - (5) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。
  - (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。
  - (7) 補助事業等により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。ただし、承認の条件として、補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
  - (8) その他市長等が必要と認める条件  
(\* 減額して交付するときは、その理由の付記と訴訟等の教示を入れる。)

第7号様式（第10条関係）

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

<p>オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により補助事業等の <input type="checkbox"/>中止 <input type="checkbox"/>廃止 に係る承認を申請します。</p>	
事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 京都市指令産観第 号
中止又は廃止の別	
中止又は廃止の理由	
中止又は廃止の予定期日	年 月 日
添付書類	

注 該当する□に、レ印を記入してください。

第8号様式(第10条関係)

京都市指令産観第 号

年 月 日

所在地

名称

京 都 市 長  
(担当 産業観光局 )

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金中止・廃止申請  
につきましては、下記のとおり承認しましたので、オール京都の観光振興体制  
づくり推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 中止又は廃止の別

第9号様式（第11条関係）

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第19条第1項の規定により補助事業等の実績を報告します。	
事業の名称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 京都市指令産観第 号
事業の完了日	年 月 日
事業に要した経費	円
補助金の額	円
添付書類	

第10号様式（第12条関係）

京都市指令産観第 号

年 月 日

所在地

名称

京 都 市 長  
(担当 産業観光局 )

オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け、京都市指令産観第 号をもって交付決定した上記の補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 交付額 金 円

(\* 減額して交付するときは、その理由の付記と訴訟等の教示を入れる。)